

自主行動計画のフォローアップ指針案に対する 計画策定団体からの主な意見、これに対する考え方

平成 29 年 4 月 14 日
中小企業庁 取引課

論点 1. 調査対象

(1) 主な意見

対象とする取引は海外も含むのか？また、下請法対象取引のみか？

(2) 考え方

調査の対象とする取引は、下請ガイドラインと同様に広義の下請取引とし、かつ国内取引を基本とする。ただし、自主行動計画において狭義の下請取引の範囲を想定している項目については、その範囲を調査対象とする。

※広義の「下請取引」・・・下請代金法対象外を含めた下請取引

狭義の「下請取引」・・・下請代金法が対象とする範囲の下請取引

<関連意見>

発注側事業者が、下請法対象先に対して取引の改善をするのはもちろん、下請法対象外への取引改善を進めないとサプライチェーン全体の改善が進まないため、発注側事業者が下請法対象外へ改善を進めたかフォローする項目を入れて欲しい。

論点 2. 調査時期

(1) 主な意見

行動計画の策定後間もないこと、事前周知や社内調査に時間を要すること、また型に関しては研究会のとりまとめが6月になる予定であることから、調査時期については後ろ倒しを要望する。

(2) 考え方

調査時期は、9～10月頃*とする。その後、12月末までに調査結果をとりまとめ、報告、公表。翌年1月～3月までに調査結果を踏まえ、自主行動計画の改訂等の対応を検討していただきたい。

*例えば、自動車産業の下請ガイドラインはこの時期にフォローアップ調査を行っており、これらと同時実施を想定する。

論点 3. 価格決定の際の要請の有無

(1) 主な意見

価格決定の際に、下請事業者側から要請がなかった、あるいは要請しなかった場合の項目を追加いただきたい。

(2) 考え方

もともと下請事業者からは要請をしづらい状況の中で、「要請がなかった」を別立てとして回答項目に明示することは、行動計画の趣旨にそぐわない場合も考えられる。

他方で、例えば、労務費については、振興基準にも記載のとおり、「親事業者は、下請事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じる」こととしている。

こうしたことから、特に労務費の項目については、いくつかの整理が考えられる。

- ① 「要請がなかった」あるいは「要請しなかった」場合の回答は、「あまり反映できなかった」に含めることとし、その旨を記載要領等で明記することとする。
- ② 労務費に関する協議の仕組みがあり一定の反映ができた場合には「反映できた」。協議の仕組みはあるが要請がなかった場合には「一部反映できた」。協議の仕組みもなく反映ができていない場合には「あまり反映できなかった」と整理する。

論点 4. 「反映できた」「実施済」等の基準

(1) 主な意見

「実施済」あるいは「反映できた」といった回答項目は、どういった基準で考えればよいか。

(2) 考え方

選択肢は「実施済」「実施中」「未実施」、及び「反映できた」「一部反映できた」「あまり反映できなかった」とした上で、選択の目安として、以下のとおり整理する。

【改善指標（プロセス）】

	実施済（80～100%）	実施中（40～80%）	未実施（0～40%）
共通	社内での周知・浸透が十分に進んでおり、実行できてい	社内での周知・浸透の取組を進めているところであるが、実行でき	社内での周知・浸透の取組が十分に進んでいない。

	る。	ているのは一部に留まっている。	
(2)4	社内でルールやマニュアルが整備されており、実行できている。	社内でルールやマニュアルが整備されているが実行が十分ではない、又はルールやマニュアルの検討には着手し進展しているが整備には至っていない。	社内でルールやマニュアルを整備するための検討が十分に進んでいない。

【改善指標（結果、取引条件）】

	反映できた（80～100%）	一部反映できた（40～80%）	あまり反映できなかった（0～40%）
共通	基本的には、取引先の社数を想定して回答。また、必要に応じて取引額を想定して回答することは差し支えない。なお、価格について、実際には変動がない場合でも、内訳として考慮されていることをもって「反映できた」と回答して差し支えない。		

論点 5. 取引対価の協議結果の反映

（1）主な意見

価格は、個別部品毎に様々な要素から総合的に決まるものであり、「自主行動計画により取引条件がどの程度改善されたか」を確認する業種横断的なフォローアップ指標としては適切ではないのではないかと。また、単価の上げ下げだけがクローズアップされてしまう懸念もあり、削除いただきたい。

行動計画でも、結果としての価格そのものには言及していない。

（2）考え方

全ての製品・部品についての価格動向を把握するのは困難だが、DI 指標のように全体の傾向を捉えることも重要と考える。

他方、自主行動計画の書きぶりも踏まえて、行動計画のフォローアップ調査ではなく、政府のフォローアップ調査の項目とすることを含めて検討する。

論点 6. 買入債務回転日数

（1）主な意見

下請先の買入債務なのか、全社の買入債務なのか。算出の対象となる取引が限定されないと算出は困難。色々な客先、サプライチェーンの階層での取引を行っており、安易に算出できないのではないかと。大多数の取引先が大企業であり、自主行動計画のフォローアップ指標としては適切ではない。

（2）考え方

買入債務回転日数とは、仕入れを行ってから取引先に対して代金を支払うまでの期間に関する指標であり、日数が短いほど取引先の資金繰りに配慮していると言える指標である。

さらに、経済産業省「FinTech ビジョン」（素案、平成 29 年 3 月 28 日）においては、SCCC（Supply chain Cash Conversion Cycle）＝受取債権回転期間＋棚卸資産回転期間＋買入債務回転期間を政策指標として活用することを検討することとしている。

他方、自主行動計画の書きぶりも踏まえて、行動計画のフォローアップ調査ではなく、政府のフォローアップ調査の項目とすることを含めて検討する。

その他の主な意見

- ・ベストプラクティスの展開を視野に入れると、本アンケートでよい事例の発掘ができるような自由回答欄を設けてもらいたい。